

「墨田区新住宅マスタープラン素案」に対するパブリックコメントの実施結果について

「墨田区新住宅マスタープラン素案」について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に厚く御礼申し上げますとともに、今回いただいたご意見等の概要並びにそれに対する区の考え方を公表いたします。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 公表資料

墨田区新住宅マスタープラン素案

(2) 意見募集期間

平成28年10月1日（土）から平成28年10月31日（月）まで

(3) 意見募集の周知公表方法

ア パブリックコメント実施の周知

（ア）区のお知らせ（平成28年10月1日）

（イ）区ホームページ

イ 区公表資料の閲覧方法

（ア）区民情報コーナー（区役所1階）

（イ）住宅課窓口（区役所9階）

（ウ）区ホームページ

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メールにより提出

(5) 意見提出先

都市計画部住宅課

(6) 意見募集の結果

意見提出者数 2人

意見総数 7件

2 提出された意見等の概要と区の考え方

| | 意見等の概要 | 意見等に対する回答 |
|---|---|---|
| 1 | <p>第3章 基本目標1 方針1-1 施策1-1-1の「良質な民間住宅の供給誘導」について</p> <p>「良質な民間住宅」としては、東京都が推奨している、停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保することで、自宅での生活継続を可能とする「LCP住宅」の導入について、検討していただきたい。</p> | <p>区では、「すみだ良質な集合住宅認定制度」において、動力用自家発電機整備費補助を行い、停電時においても全住戸に継続的に水の供給とエレベーターを運転することができる集合住宅の整備誘導を行っております。</p> |
| 2 | <p>第3章 基本目標3 方針3-1 施策3-1-2「住宅ストックのリフォーム支援」及び基本目標6 方針6-1 施策6-1-1「希望する住宅の確保及びリフォームの支援」について</p> <p>「高齢者自立支援住宅改修助成の活用促進」では、高齢者の入浴時の死亡事故の多くの原因であるヒートショックを防ぐために、浴室内・脱衣所の暖房器具設置や浴室内ミストサウナ等の設置についての助成を検討していただきたい。</p> | <p>当該制度は、居室内での生活を容易にするために住宅の改修が必要と認められる高齢者を対象に、改修費の助成を行い、自立を支援することを目的としており、「ヒートショック」といった容態の変化を未然に防ぐことを目的とした制度ではありません。しかし、高齢者の自宅内での安心・安全な生活の確保の観点から今後、ヒートショック予防に対するアドバイスを行うことなどを検討してまいります。</p> |
| 3 | <p>第3章 基本目標3 方針3-2 施策3-2-2「環境に配慮した住環境の形成」について</p> <p>「地球温暖化防止設備導入助成制度の活用促進」では、省エネルギー機器として戸建住宅への設置助成対象であるエネファームを、集合住宅へ導入することについて検討していただきたい。</p> | <p>当該制度で助成対象としているエネファームは、家庭用の機種だけでなく集合住宅用の機種の導入についても助成対象としています。なお、本助成制度は、対象設備や助成金額等の助成内容について毎年調査・検討を行い、適宜見直しながら実施しています。</p> |

| | 意見等の概要 | 意見等に対する回答 |
|---|--|--|
| 4 | <p>第3章 基本目標6 方針6-3 施策6-3-1「世帯状況等に適した住まいの供給」について</p> <p>「サービス付き高齢者向け住宅の供給支援」では、高齢者の入浴中の死亡事故の多くの原因であるヒートショックを防ぐために、浴室内・脱衣所の暖房器具設置や浴室内ミストサウナ等の設置について検討していただきたい。</p> | <p>サービス付き高齢者向け住宅の供給支援事業の実施の際には、ヒートショック対策について検討してまいります。</p> |
| 5 | <p>第4章 重点的な取り組みについて</p> <p>3つのイメージ図がわかりにくいので、修正していただきたい。</p> | <p>新住宅マスタープランを策定する際には、読む方が見やすく、理解し易いよう記載いたします。</p> |
| 6 | <p>図表が全体的に見にくいので、修正していただきたい。</p> | <p>新住宅マスタープランを策定する際には、読む方が見やすく、理解し易いよう記載いたします。</p> |
| 7 | <p>用語解説が全体的にわかりにくいので、修正していただきたい。</p> | <p>新住宅マスタープランを策定する際には、読む方が見やすく、理解し易いよう記載いたします。</p> |